

千葉市農林関係事業補助金交付要綱かんがい排水対策事業事務取扱い要領

千葉市農林関係事業補助金交付要綱第3条 別表第2、5 土地改良事業の工 かんがい排水対策事業の補助対象施設及び補助率等について、以下のとおり取扱うものとする。

1 補助対象となる施設は、次の各号に掲げる施設の新設、改良及び補修事業とする。ただし、各号以外で施設の維持に必要な設備は、別途協議により決定する。

(1) かんがい排水路及び用水路施設

(2) 農業用井戸及び付帯施設

ア ポンプ

イ ケーシング

ウ モーター

エ 揚水管

オ 分電盤

カ 量水機

キ 水門

ク 上屋

ケ その他揚水施設設備

2 新設、改良及び補修とは次のとおり

(1) 新設とは新たに前項の施設を設置する場合

(2) 改良とは機能を向上するため前項の施設を更新・改修する場合

(3) 補修とは現状の機能を維持するため前項の施設を修繕する場合

3 補助金の交付の申請期間及び補助率

(1) 補助金の交付の申請期間は、四半期毎とする

(2) 補助金交付申請を受け付け、補助金交付決定額が補助対象経費の10分の5に達しない場合は、補助金予算額の範囲内で補助金を交付するものとする。

その際の補助金交付決定額の算定方法は、補助対象経費の額に応じて按分するものとし、補助金予算額を補助対象経費の合計で除して%表示（小数点第2位を切捨て）とした値を、各申請者の補助対象経費に乘じて得た額（千円未満切捨て）とする。

4 補助金の交付の決定通知

補助金の交付の決定通知は、緊急時を除き、原則として申請期間の次月とする。

5 補助金額の確定

- (1) 市長は、申請者が提出する実績報告により、速やかに補助金額を確定し、通知する。ただし、補助金交付決定額が補助対象経費の10分の5に達しない場合は、次号のとおりとする。
- (2) 様式第5号千葉市農林関係事業実績報告書において補助対象経費が変動しない場合及び増額した場合は、当初交付額のとおりとし、補助対象経費が減額した場合は、交付決定時の補助率とする。

6 事業完了確認は次のとおり

事業費支払い完了の確認として「領収書」のコピーを提出する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。